

改正

平成25年12月26日告示第312号
平成26年5月27日告示第112号
平成26年7月10日告示第155号
平成27年3月30日告示第76号
平成27年6月1日告示第146号
平成28年8月5日告示第180号
平成29年3月28日告示第66号
平成30年3月27日告示第61号
平成31年1月25日告示第26号
令和元年6月28日告示第215号
令和3年4月8日告示第129号
令和4年3月29日告示第112号

檜原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、檜原市環境基本条例（平成24年檜原市条例第21号）に基づき、環境への負荷を軽減し、持続的発展が可能な循環型社会をつくるため、エコライフハウス設備の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、檜原市補助金等交付規則（平成15年檜原市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エコライフハウス設備 太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電池をいう。
- (2) 太陽光発電システム 太陽電池によって太陽光を電気に変換する発電システムで、当該太陽電池モジュールの公称最大出力（日本産業規格又は国際電機標準会議（IEC）等の国際規格に規定された太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のうちいずれか小さい値（小数点以下2桁未満は切り捨てる。）が1キロワット以上10キロワット未満であり、かつ、住宅の屋根等に設置したもの（未使用品に限る。）をいう。
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電池 リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により、発生する電気エネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータその他の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力を繰り返し蓄え、停電時又は電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができる蓄電池で、蓄電池容量が1キロワットアワー以上であり、かつ、住宅に設置したもの（未使用品に限る。）をいう。

(補助金の交付対象者等)

第3条 太陽光発電システムに係る補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 太陽光発電システムの設置に当たり、景観関連法令等に基づく手続が必要となる場合は当該手続を完了し、太陽光発電システムを設置できる区域に設置した者
- (2) 自己の居住の用に供する市内の住宅（共同住宅を除く。以下「住宅」という。）に太陽光発電システムを設置した者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 電力会社と需給契約を締結した者

2 定置用リチウムイオン蓄電池に係る補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 定置用リチウムイオン蓄電池の設置に当たり、景観関連法令等に基づく手続が必要となる場合は当該手続を完了した者
- (2) 太陽光発電システムが既に設置された住宅に定置用リチウムイオン蓄電池を設置した者又は住宅に太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電池を併せて設置した者

(3) 市税の滞納がない者

3 エコライフハウス設備が既に設置された新築住宅を購入した者についても、補助金の交付対象者とする。

4 エコライフハウス設備の補助金の交付対象となる設置期間については、別に定める。

5 補助金の交付対象となるエコライフハウス設備は、一般財団法人電気安全環境研究所から認証を受けたもの又は当該認証を受けたものと同等以上の性能があることを証明できるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げる区分に応じてそれぞれ定めるとおりとする。ただし、当該年度予算の補助金の残額がその額に満たない場合は、当該残額を補助金の交付額とする。

(1) 太陽光発電システム 1件当たり1kwにつき(小数点以下は切り捨てる。)20,000円(上限100,000円)

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池 1件当たり50,000円

2 同一の住宅につきエコライフハウス設備のそれぞれの補助金の交付を受ける場合は、前項に定める交付額の合計とする。

3 補助金の交付は、エコライフハウス設備それぞれに対して同一の住宅につき1回限りとする。

(補助金交付の申請)

第5条 第3条第1項又は第2項に該当する補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期間内に檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 檀原市エコライフハウス設備設置工事完了証明書(様式第2号)

(2) 檀原市エコライフハウス設備設置工事内訳明細書(様式第3号)

(3) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し

(4) エコライフハウス設備設置費に係る領収書の写し

(5) エコライフハウス設備の仕様書等(第3条第5項を証明できるもの。定置用リチウムイオン蓄電池に限る。)

(6) 再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内の写し(太陽光発電システムに限る。)

(7) 住民票の原本

(8) 市税納税証明書の原本

(9) エコライフハウス設備の設置状況を示す写真

(10) その他市長が必要と認める書類

2 第3条に係る補助金の交付を申請しようとする者は、前項に規定する書類のほか、檀原市エコライフハウス設備設置に係る景観等手続確認報告書(様式第4号)に景観関連法令等に基づく手続が必要となる場合は、当該手続を完了したことを証する届出書又は許可書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

3 申請者は、第1項の規定による提出を、エコライフハウス設備を販売する者等に委任することができる。この場合において、申請者は、同項の申請書に添えて檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付申請書類提出委任届(様式第5号)を提出しなければならない。

(変更又は中止の承認申請)

第6条 前条の申請が受理された者で、やむを得ない理由によりエコライフハウス設備の設置を変更又は中止しようとする者は、檀原市エコライフハウス設備設置補助金変更・中止承認申請書(様式第6号)を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、檀原市エコライフハウス設備設置補助金変更・中止承認書(様式第7号)により、申請者に対して通知するものとする。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、第5条の申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付(不交付)決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に際し、第1条に定める目的を達成するため、別に条件を付すこと

ができる。

(補助金の交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、前条の通知を受領した日から起算して14日以内に檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付請求書(様式第9号)に振込先口座の通帳の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、当該補助決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不適切と判断する行為があったとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、檀原市エコライフハウス設備設置補助金返還命令書(様式第10号)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(管理)

第12条 補助金の交付を受けた者は、エコライフハウス設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間中、適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、エコライフハウス設備の法定耐用年数を経過する前において、当該エコライフハウス設備を処分しようとするときは、あらかじめ檀原市エコライフハウス設備処分届出書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該エコライフハウス設備の設置に係る関係書類を、設置後5年間保管しなければならない。

(協力)

第15条 市長は、補助金の交付を受けたものに対して、次に掲げる事項への協力を求めることができるものとする。

- (1) 檀原市の環境の保全・創造に関するアンケート調査
- (2) 家庭における電気量使用状況調査
- (3) 「奈良の環境家計簿」への登録
- (4) 檀原市地球温暖化対策地域協議会(エコライフかしはら)が実施する事業への参加

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から実施する。

附 則 (平成25年12月26日告示第312号)

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成26年5月27日告示第112号)

- 1 この要綱は、平成26年6月2日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成26年7月10日告示第155号)

この要綱は、告示の日から実施し、平成26年6月21日以降の申請から適用する。

附 則（平成27年3月30日告示第76号）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成27年6月1日告示第146号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年8月5日告示第180号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成29年3月28日告示第66号）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成30年3月27日告示第61号）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱の規定により作成されている様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成31年1月25日告示第26号）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以降に交付決定を行う補助金について適用し、実施日前に交付決定を行った補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年6月28日告示第215号）

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。

附 則（令和3年4月8日告示第129号）

- 1 この要綱は、令和3年4月12日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱の規定により作成されている様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年3月29日告示第112号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 改正前の檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱（以下「改正前要綱」という。）の規定による燃料電池コージェネレーションシステムに係る補助金を受けた者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める当該設備の耐用年数である6年を経過する前に当該設備を処分しようとする場合は、改正前の檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱様式第11号により、市長にその旨を報告しなければならない。
- 3 この要綱の実施の際、現に改正前の檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱の規定により作成されている様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

榎原市エコライフハウス設備設置補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 榎原市長

(申請者) 住所 _____

(ふりがな)
 氏名 _____

電話番号 _____

榎原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置した住宅に関する事項	建物区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 <input type="checkbox"/> 建売		
	設置場所	〒 _____ 榎原市		
設置したエコライフハウス設備 (当てはまる設備を○で囲んでください。)		太陽光発電システム ・ 定置用リチウムイオン蓄電池		
設置した住宅用太陽光発電システムに関する事項	製造者名 (メーカー名)		型式	(モジュール) (パワーコンディショナー)
	受給最大電力(電力会社との受給に関する事項)	_____ k w (小数点以下2位未満切捨て)		
	設置費用 (機器費・工事費等含む)	_____ 円 (税込)		
	設置完了日 (記入しないでください)	_____ 年 _____ 月 _____ 日		
設置した定置用リチウムイオン蓄電池に関する事項	製造者名 (メーカー名)		型式	
	蓄電池容量	_____ k w h	定格出力	_____ k w
	設置費用 (機器費・工事費等含む)	_____ 円 (税込)		
	設置完了日 (記入しないでください)	_____ 年 _____ 月 _____ 日		
補助金の申請金額		_____ 円		

榊原市エコライフハウス設備設置工事完了証明書

年 月 日

(宛先) 榊原市長

(設置施工事業者) 住 所 _____

事業者名 _____
 代表者名 _____ ㊟

電話番号 _____

設置施工責任者名 _____

榊原市エコライフハウス設備設置補助金について、榊原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり設置工事が完了したことを証明いたします。

設置した 住宅に関する事項	住 所	榊原市
	氏 名	
設置した 住宅用太陽光発電 システムに関する 事項	製造者名 (メーカー名)	
	型 式	(モジュール) (パワーコンディショナー)
	設置完了日 (記入しないで ください)	年 月 日
設置した 定置用リチウムイ オン蓄電池に関す る事項	製造者名 (メーカー名)	
	型 式	
	設置完了日 (記入しないで ください)	年 月 日

榊原市エコライフハウス設備設置工事内訳明細書

年 月 日

(宛先) 榊原市長

申請者 _____ における榊原市エコライフハウス設備設置工事内容は、別添の契約書等に定める範囲に含まれており、その内訳については以下のとおりとなります。

太陽光発電システムに関する工事金額

機器費	太陽電池モジュール	円(税込)
付帯設備等		円(税込)
工事費(経費等含む)		円(税込)
合計		円(税込)

※設置工事に係る工事金額を記入してください。

定置用リチウムイオン蓄電池に関する工事金額

機器費	定置用リチウムイオン蓄電池	円(税込)
付帯設備等		円(税込)
工事費(経費等含む)		円(税込)
合計		円(税込)

※設置工事に係る工事金額を記入してください。

以上の内容に間違いのないことを証明します。

(設置施工事業者) 住 所 _____

事業者名 _____
代表者名 _____ 印

電話番号 _____

（宛先） 榑 原 市 長

榑原市エコライフハウス設備設置に係る景観等手続確認報告書

設置場所	〒 - 榑原市	
申請者	氏 名	
	住 所	
		電話番号 - -
設置するエコライフハウス設備 （当てはまる設備を○で囲んでください。）	太陽光発電システム ・ 定置用リチウムイオン蓄電池	

上記のエコライフハウス設備設置計画について、下記のとおり景観関連法令に基づく手続きの確認を行いましたので報告します。

設置場所の景観規制		手続きの要、不要	
○太陽光発電システム			
A区域 （協議が必要な区域）	<input type="checkbox"/> 風致地区 第 種 風致地区ゾーン	許可	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
	<input type="checkbox"/> 貝吹山景観保全地区	届出	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
	<input type="checkbox"/> 景観計画 周辺景観保全エリア	届出	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
	<input type="checkbox"/> 歴史的風土保存区域	届出	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
<input type="checkbox"/> B区域（協議が必要な区域）	届出	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
<input type="checkbox"/> A区域及びB区域に該当しない区域 （設置できる区域）	届出	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
○定置用リチウムイオン蓄電池			
<input type="checkbox"/> 風致地区 第 種 風致地区ゾーン	許可	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	榑原市押印欄
<input type="checkbox"/> 景観計画 周辺景観保全エリア	届出	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
<input type="checkbox"/> 貝吹山景観保全地区	届出	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
<input type="checkbox"/> 今井町伝統的建造物群保存地区 ⇒ 今井町並保存整備事務所で所定の手続きが必要です。			
<input type="checkbox"/> 特別史跡・史跡 ⇒ 文化財業務所管課で所定の手続きが必要です。			
<input type="checkbox"/> その他の地域			
※ 太枠内のみ記載ください。			
※ 景観業務所管課で上記の手続きを行い、確認印を受けてください。			
※ 許可又は届出が必要なものについては、工事着手の各所定の日数前までに手続を完了してください。			
※ 榑原市エコライフハウス設備設置に係る景観手続等確認報告書等は交付申請時に必要な書類になりますので大切に保管しておいてください。			

樫原市エコライフハウス設備設置補助金交付申請書類提出委任届

年 月 日

(宛先) 樫原市長

(申請者) 住所 _____

(ふりがな)
 氏名 _____

電話番号 _____

私は、下記の者に樫原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱第5条第4項の規定により、樫原市エコライフハウス設備設置補助金交付申請に必要な書類の提出について委任したので届け出ます。

申請者		に代わり、樫原市エコライフハウス設備設置補助金の交付の申請に係る書類を提出します。
(1) 法人等		(2) 個人 (いずれかに○印)
(1) 法人等	住所	〒 _____
	会社名	
	代表者氏名	
	担当者氏名	
	電話番号	
(2) 個人	住所	〒 _____
	氏名	
	電話番号	

橿原市エコライフハウス設備設置補助金変更・中止承認申請書

年 月 日

橿原市長様

(申請者) 住所 _____

(ふりがな)

氏名 _____

電話番号 _____

橿原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱第6条の規定により、橿原市エコライフハウス設備設置補助金について、(変更・中止)したいので、承認されるよう申請します。

記

内容

理由

橿原市指令第 号
年 月 日

(申請者)

様

橿原市長

橿原市エコライフハウス設備設置補助金変更・中止承認書

年 月 日付けで申請のあった 年度 橿原市エコライフハウス設備設置
補助金の(変更・中止)承認申請については適当と認め、次のとおり承認します。

記

承認の内容

橿原市指令第 号
年 月 日

（申請者）

様

橿原市長

橿原市エコライフハウス設備設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったエコライフハウス設備設置補助金の交付申請に対し、次のとおり補助金の交付及び金額を決定したので、橿原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付の条件
 - ・エコライフハウス設備を※法定耐用年数の期間中、適正に管理するとともに、補助金交付の目的に従って適正に運用すること。（※太陽光発電システム：17年 定置用リチウムイオン蓄電池：6年）
 - ・法定耐用年数経過前にエコライフハウス設備を処分しようとするときは、市長に届出書を提出すること。
 - ・エコライフハウス設備の設置の関係書類を設置後5年間保管すること。

3 その他

次に掲げる調査等への協力を求めることがありますので御協力をお願いします。

- （1）橿原市の環境の保全・創造に関するアンケート調査
- （2）家庭における電気量使用状況調査
- （3）「奈良の環境家計簿」への登録
- （4）橿原市地球温暖化対策地域協議会（エコライフかしはら）が実施する事業への参加

橿原市指令第 号
年 月 日

(申請者)

様

橿原市長

橿原市エコライフハウス設備設置補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったエコライフハウス設備設置補助金の交付については、下記の理由により不交付と決定したので、橿原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

不交付の理由

橿原市エコライフハウス設備設置補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 橿原市長

エコライフハウス設備設置補助金について、橿原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

交付決定年月日	年 月 日	番 号	橿原市指令第	号
ふりがな				
請求者氏名				
住 所	電話番号 ()			
請求金額			円	

交付される補助金は、次の金融機関に振り込んでください。

金融機関		預金種別 (いづれかに○印)	口座番号					
銀行	支店	普通(総合) 当座						
農協	店番	ふりがな						
信金		口座名義人						

- ※ 振込先口座は、請求者の口座とします。
- ※ 添付書類 振込先口座の通帳の写し

第 号
年 月 日

（申請者）

様

榎原市長

榎原市エコライフハウス設備設置補助金返還命令書

このことについて、榎原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

- | | | | |
|---|------|-------|-----|
| 1 | 確定金額 | | 円 |
| 2 | 指令番号 | 榎原市指令 | 号 |
| 3 | 返還金額 | | 円 |
| 4 | 返還期限 | 年 月 | 日まで |
| 5 | 返還理由 | | |
| 6 | 返還方法 | | |

樫原市エコライフハウス設備処分届出書

年 月 日

樫原市長様

(申請者) 住所 _____

(ふりがな)
 氏名 _____

電話番号 _____

樫原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおりエコライフ
 ハウス設備の処分の届出をします。

交付決定年月日	年 月 日	番 号	樫原市指令第 号
処分の方法	該当する項目を○で囲んで下さい。 売却 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸与 ・ 担保 ・ 廃棄 ・ その他 ※その他については具体的に記入してください。 []		
処分の時期	年 月 日から (年 月 まで)		
処分の理由			
添付書類 (国の補助金を受 けた場合)	太陽光発電システム (1) J-PECへ提出した財産処分承認申請書の写し (2) J-PECからの財産処分承認通知書の写し 定置用リチウムイオン蓄電池 (1) SIIへ提出した財産処分承認申請書の写し (2) SIIからの財産処分承認通知書の写し		